

# コーポレートガバナンス

## 基本的な考え方

当社では、SMBCグループの経営における普遍的な考え方として経営理念を定め、企業活動を行う上での拠りどころとして位置付けています。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題のひとつとし、実効的なコーポレートガバナンスを追求しています。

## ガバナンス向上への取組

- |      |  |
|------|--|
| 2002 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 三井住友フィナンシャルグループ(当社)を設立</li><li>■ 取締役会内部委員会として、任意の人事委員会、報酬委員会、リスク管理委員会を設置</li></ul>   |
| ▼    |  |
| 2005 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 取締役会内部委員会として、任意の監査委員会を設置</li></ul>   |
| ▼    |  |
| 2006 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 業務の適正を確保する体制整備のため、経営理念および行動規範に則り、内部統制決議を行い、「内部統制規程」として制定</li></ul>   |
| ▼    |  |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 財務内容の透明性や投資家の利便性の一段の向上、資金調達手段の多様化等を目的として、ニューヨーク証券取引所に上場</li></ul>  |
| ▼    |  |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 東京証券取引所の独立役員制度に基づき、独立社外役員を選任</li></ul>   |
| ▼    |  |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定・公表</li><li>■ 社外役員を増員し、社外取締役5名、社外監査役3名の計8名に</li></ul>   |
| ▼    |  |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 三井住友銀行頭取に加え、新たにSMBC日興証券会長が当社取締役に就任し、グループガバナンスを強化</li><li>■ 取締役会の実効性評価を開始</li></ul>   |
| ▼    |  |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 指名委員会等設置会社へ移行(社外取締役7名)。指名・報酬・監査の法定3委員会に加え、任意のリスク委員会を設置(法定3委員会の委員長は社外取締役に)</li><li>■ 事業部門制・CxO制を導入し、新たなグループガバナンス体制を整備</li></ul> |

## 三井住友フィナンシャルグループの体制

当社は、経営理念に掲げる考え方について、グループでの共有を図るべく、業務全般にわたる行動指針である「行動規範」を定めています。また、コーポレートガバナンスに関する指針として、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表しており、いずれも、SMBCグループの全役職員に周知・浸透を図っています。

当社は、これまで、長らく監査役会設置会社として強固なガバナンス体制を整備してきましたが、国際的に広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高いコーポレートガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能強化および業務執行の迅速化を図るため、2017年6月開催の定時株主総会での承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行しました。

当社は、コーポレートガバナンスに完成形はないものと考え、引き続き、継続的なコーポレートガバナンスの強化・充実に向け、不断の取組を進めることにより、実効性の一層の向上を目指しています。

### 行動規範

- 株主価値の増大に努めると同時に、お客さま、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
- 知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力のある価格で提供する。
- お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
- 「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
- 先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
- 多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
- 能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

### コーポレートガバナンス体制



## 取締役会

### ■ 取締役会の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定および執行役・取締役の職務の執行の監督を主な役割としています。また、取締役会の監督機能の一段の強化および業務執行の迅速化等を目的として、法令上取締役会の専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しています。

また、取締役会は、経営理念の実現、企業価値および株主の共同の利益の長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し、行動することとしています。

加えて、取締役会は、執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、健全な経営を堅持していくため、会社法等に基づき、SMBCグループの業務の適正を確保するための体制を整備しています。さらに、独立した客観的な立場から、執行役に対する実効性の高い監督を行うことを責務のひとつと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役の人事に適切に反映します。

### ■ 取締役会の構成

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最

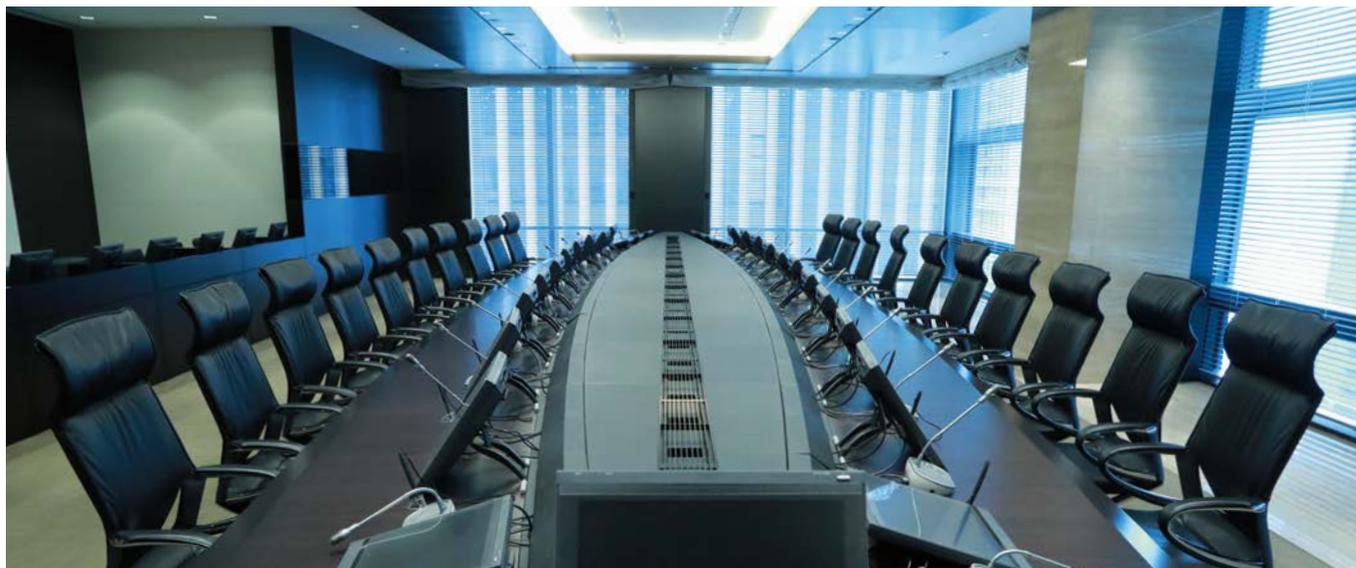
も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持することとし、さらに取締役のうち2名以上かつ3分の1以上を独立社外取締役として選任することとしています。

2018年6月28日現在、取締役会は、17名の取締役で構成されています。このうち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役（うち7名が社外取締役）であるほか、取締役会の議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しており、執行役および取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しています。

また、社外取締役は、法定および任意で設置している各委員会の委員長または委員となっているほか、必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受ける等、適切な連携・監督を実施しています。

### 取締役会の運営状況

	2016年度	2017年度
取締役会開催回数	14回	10回
議案数	144議案	82議案



## 内部委員会

### ■ 指名委員会

株主総会に提出する当社取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定するほか、当社および主な子会社の役員人事や、当社社長および三井住友銀行頭取の後継者選定に関する事項等について審議します。指名委員会は、社内取締役1名、社外取締役5名で構成されています。役員人事に関する審議の透明性を確保する観点から、指名委員会の委員長には社外取締役が就任しています。

### ■ 報酬委員会

当社執行役および取締役の報酬等の決定方針、ならびに、同方針に基づく当社執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。また、主な子会社の役員報酬等の決定方針、当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容等について審議します。報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役4名で構成されています。役員報酬に関する審議の透明性を確保する観点から、報酬委員会の委員長には社外取締役が就任しています。

### ■ 監査委員会

当社執行役および取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等を行います。また、監査委員会の選定する委員が、当社および子会社の業務・財産の調査等を行います。監査委員会は、社内取締役2名、社外取締役3名で構成されています。監査の客観性および業務執行からの独立性を確保する観点から、監査委員会の委員長には社外取締役が就任しています。また、委員のうち原則として1名以上は、財務専門家が就任することとしています。

### ■ リスク委員会

環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項、リスク管理にかかる運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項について審議し、取締役会に助言します。リスク委員会は、社内取締役1名、社外取締役2名、外部有識者1名で構成されています。

### 内部委員会の委員構成

◎：委員長 ○：委員

		指名委員会 (社内1、社外5)	報酬委員会 (社内2、社外4)	監査委員会 (社内2、社外3)	リスク委員会 (社内1、社外3)
松本 正之	社外取締役	○		◎	
アーサー M.ミッチェル	社外取締役	○	○		
山崎 彰三	社外取締役			○	○
河野 雅治	社外取締役	○			○
筒井 義信	社外取締役	◎	○		
新保 克芳	社外取締役		◎	○	
桜井 恵理子	社外取締役	○	○		
宮田 孝一	取締役会長	○	○		
國部 毅	取締役 執行役社長		○		
太田 純	取締役 執行役副社長				◎
寺本 敏之	取締役			○	
三上 徹	取締役			○	
山口 廣秀*	外部有識者				○

\* 日興リサーチセンター株式会社 理事長、元日本銀行副総裁

## 社外取締役のみの会合

当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、当社のコーポレートガバナンスおよび事業に関する事項等について、独立した客観的な立場に基づく情報交換および認識共有の場として、社外取締役のみによる会合を開催することとしています。2017年度は2回開催し、「コーポレートガバナンスの潮流を踏まえた取締役会の果たすべき役割」「取締役会の役割に基づく議題設定のあり方」「取締役会の運用改善」「経営陣への要望事項」等につき、活発な議論がなされ、経営陣へフィードバックされました。



## 社外取締役のサポート体制

当社は、グループの事業活動および業務内容を深く理解していただくことが重要との考え方の下、社外取締役に対し、継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識の提供、求められる役割を果たすために必要な機会の提供を行うこととしています。

2017年度は、下記の取組を実施しました。

- 事業活動および業務内容の理解促進を目的として、業務部門によるレクチャーを実施したほか、グループ会社の拠点視察や、グループ会社社長との意見交換を実施
- 取締役会における議案の理解を促進するための枠組として、事前に議案内容の説明会を開催
- 外部専門家を講師として、社外取締役を対象とした「コーポレートガバナンスの潮流」等に関する勉強会を開催
- ステークホルダーの考えを理解するための機会として、機関投資家とのスモールミーティングを開催
- 社員向け研修サイト「SMBC Academy」を通じた研修の実施
- 社外取締役へPCを配付し、適時適切に社内会議の様態等の情報提供を実施

## 社外取締役の独立性に関する基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えています。

1	主要な取引先	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社・三井住友銀行(以下、当社等)を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。</li> <li>• 当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。</li> </ul>
2	専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社等から、役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超の金銭その他の財産を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント。</li> <li>• 当社等から、多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。</li> </ul>
3	寄付	当社等から、過去3年平均で、年間1,000万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。
4	主要株主	当社の主要株主もしくはその業務執行者(過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む)。
5	近親者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次に掲げるいずれかの者(重要でない者を除く)の近親者。</li> <li>(1)上記1~4に該当する者。</li> <li>(2)当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。</li> </ul>

➡ くわしくは、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の参考6をご参照ください。

[http://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg\\_guideline.pdf](http://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf)

## 取締役会の実効性評価

当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の実効性評価」の項目にて、取締役会はその職務の執行が同ガイドラインに沿って運用されているかについて、毎年分析・評価を行うことを規定し、開示しています。

2017年度については、「コーポレートガバナンス・コード」および「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載されている以下の4点を中心に、2018年4月および5月の取締役会

において、すべての社外取締役から意見を聴取した上、社内取締役へのインタビュー等も踏まえ、同年6月の取締役会において審議を行い、取締役会の職務の執行が、同ガイドラインに沿って運用されているかについて、分析・評価を行いました。本評価結果を踏まえ、引き続き、取締役会の機能向上に取り組みます。なお、実施プロセスの各段階において、外部コンサルティング会社によるレビューを受けています。



### 評価結果の概要

#### 取締役会の構成

- 当社取締役17名のうち社外取締役が7名（いずれも2018年3月31日時点）と、全取締役に占める社外取締役の割合は4割を超えている
- 引き続き、社外取締役の専門分野・ジェンダー・国際性等の多様性が認められ、社外取締役の立場から当社の経営について意見を述べやすい環境にある
- 指名委員会等設置会社の取締役会のあるべき人数・構成について、継続的な検証・見直しを行う

#### 取締役会の運営

- 議案数や議案内容、議案ごとの審議時間は、概ね適切な水準に設定されている
- 取締役が議案の全体像を説明することで役員相互の議論が深まる等、前年度対比、審議が一層活性化している
- 取締役会において一層関連な議論を行うため、下記の施策に取り組む
  - アジェンダにないテーマを議論する時間の設定
  - 配席の工夫
  - 議論すべきポイントを一層明確化した説明

#### 取締役会の役割

- 当社の経営理念に掲げる考え方を実現するため、事業戦略等の重要事項に関し、様々なステークホルダーの利益を踏まえつつ、中長期的な企業価値向上に向け、引き続き、社外取締役の高い専門性を活かした「建設的な議論・対話」が行われている
- 業務計画等の経営の基本方針や業務の執行状況は、経営会議等での議論も踏まえて、複数回にわたり、取締役会に付議・報告され、適切に審議されており、監督機能を相応に発揮している
- 指名委員会等設置会社の取締役会としての適切な監督機能発揮の観点から、中長期目線の経営課題を重点テーマとして深く議論するための工夫を行うといった、継続的な検討・見直しが必要

#### 社外取締役へのサポート体制

- 当社を取り巻く経営環境が変化する中、機動的な経営判断を行うとともに、監督機能を適切に発揮するために必要となる情報は、取締役会のメンバーを対象に、引き続き、適時適切に提供されている
- 社外取締役を対象とした勉強会や、取締役と執行側や会計監査人等との意見交換の場が適切に設定される等、取締役会が経営判断を行う上で、引き続き、適切な支援体制が構築されている
- 社外取締役の知見を一層活かすための取組（例：「社外取締役のみの会合」のさらなる活用や、インフォーマルな情報交換の場の設定）を促進していくことが望ましい

## 報酬制度

当社では、新たな中期経営計画「SMBC Group Next Stage」の開始、新たなグループ経営体制への移行と合わせ、以下の2点を目的として、役員の報酬体系を改定し、譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度を導入しました。

1. 当社グループの短期・中長期の業績と役員等の報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブを向上すること
2. 株式による報酬の比率を高め、役員等の株式保有を進めることにより、株主との利益共有を進めること

また、本制度に基づき割り当てられる譲渡制限付株式を対象に、マルス（譲渡制限期間中の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）制度を導入し、過度なリスクテイクの抑制、金融業としてのブルーデンス確保（健全性維持に向けた取組）を図ります。

### 役員報酬制度（株式報酬）

報酬の種類	支給基準（変動幅）	支給方法	
基本報酬	固定報酬	● 現金	
賞与（現金）	年度業績連動型（0～150%）	● 現金：70%	
賞与（株式報酬Ⅱ）	「基準額」×「SMFG/SMBCの年度業績・個人の職務遂行状況等」	● 譲渡制限付株式：30%	
株式報酬Ⅰ	中期業績連動型（0～150%） 「基準額」×「SMFGの中期業績等」	● 譲渡制限付株式	
	〈指標〉		
	カテゴリー		評価指標
	中期経営計画の業績目標等		資本効率 ROEおよびRORA 経費率 経費率 健全性 CET1比率 成長性 最終利益成長率および額
	株主価値		TSR（株主総利回り） 配当水準
お客さまへの価値提供	お客さま満足度調査の結果等		
株式報酬Ⅲ	（役位昇進時）	● 譲渡制限付株式	

▲ 業績連動比率…40%

▲ 株式比率…25%

- 経営陣のインセンティブ向上
- 株主との利益共有強化

マルス・クローバックの対象

- 金融業としてのブルーデンス確保

## 経営執行体制

### ■ グループ経営会議

当社は、取締役会の下に、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しています。同会議は執行役社長が主宰し、当社執行役をはじめとして、執行役社長が指名する役員等によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定した上で執行しています。

### ■ 事業部門制、CxO制

当社は、2017年4月に、グループ経営管理の高度化に向けて、事業部門制およびCxO制を導入しています。事業部門制は、お客さまの様々なニーズへの対応力をグループベースで一層強化するため、お客さまセグメントごとに事業戦略を立案・実行する枠組として導入したもので、リテール事業部門、ホールセール事業部門、国際事業部門および市場事業部門の4つの事業部門から構成されています。また、CxO制は、持株会社である当社を中心としたグループ経営管理を一段と強化することを企図した制度であり、グループCEOである当社社長をはじめ、9種類のグループCxOを設置しています。事業部門長およびグループCxOには、グループCAEを除いて、原則として当社の執行役が就任し、各事業部門または本社部門の統括責任者として業務執行にあたり、業務執行の状況を取締役会等に報告しています。

## 社外取締役インタビュー



三井住友フィナンシャルグループ  
取締役  
松本 正之

### Q ご自身の社外取締役としての役割を どのように認識されていますか。

私は1967年に日本国有鉄道に入社しました。その後、同法人の分割民営化を経て、東海旅客鉄道において主に総務・人事畑を歩んできました。2004年から2010年にかけて代表取締役社長を務め、2011年に同社の取締役を辞任した後に、2014年まで日本放送協会の会長を務めました。

このような経歴ですので、2015年に三井住友銀行の社外取締役となるお話をいただいた際には、戸惑いもありました。全くの異業種ともいえる金融の世界で、私自身の経験や知見を活かすことが果たしてできるのだろうかという思いがあったからです。

しかし、金融事業が構造的に大きな変化の時期にある中で、業界における既成概念にとらわれることのない意見や、公共性の高い事業の経営に携わってきた経験に基づく第三者の視点を必要としているということを伺い、お引き受けすることにしました。そのため、第三者の視点からの意見を取締役会等の場で

お伝えすることが、私自身の社外取締役としての最も重要な役割のひとつであると認識しています。

一方で、実際に金融事業の経営に関わってみると、これまで私が携わってきた事業との大きな共通点があることも分かってきました。ひとつは、「信用力」が基本ということです。そして、規制の多さ・複雑さです。私は鉄道事業や放送事業という、規制と密接な関係がある事業に従事してきましたので、このような観点では、私自身の経験や知見をより活かすことができると思っています。

2017年には、持株会社である三井住友フィナンシャルグループの社外取締役に就任しましたが、社外取締役としての役割に大きな違いはないと考えています。また、指名委員会等設置会社への移行に伴い、監査委員会の委員長と、指名委員会の委員を務めることになりましたが、前述の通り、私は総務・人事に長く携わり、リスク管理にも深く関わってきましたので、これらの委員会における取組を通じて、コーポレートガバナンス体制のさらなる強化に努めていきたいと考えています。

## Q 社外取締役として、SMBCグループの強み・弱みをどのようにお考えでしょうか。

強みという面では、とりわけ変化への迅速な対応力が挙げられます。たとえば、2017年に導入した事業部門制については、私は定着するまでに相応の時間を要すると見ていました。なぜなら、各グループ会社に横串を入れるというのは、これまでの仕事の流れを変えることにつながり、様々なフリクションが発生すると予想されたからです。しかし、会議等で実際に話を聞いてみると、事業部門制の導入に伴い、やるべきことを各事業部門が十分に理解していると感じますし、成果も出始めていることが分かります。細かな部分に課題はあったとしても、全体としては想定以上の速さで定着が進んでいるといえるでしょう。

また、前中期経営計画では、策定当初には想定していなかったアジア経済のスローダウンや日銀によるマイナス金利政策の導入等により、事業環境が厳しくなったため、計画期間中に、トップライン成長の追求からボトムライン重視の方針に転換しました。すでに策定した計画に固執するのではなく、それを修正して機動的に対処する、しかも、施策の変更も大胆に行うことができるというのは、変化への迅速な対応力のひとつの証左だと捉えています。

さらに、リスク管理体制も十分に機能しているといえますし、なにより、人材の質の高さというのがSMBCグループの様々な強みを支える根幹になっていると評価しています。

弱みという面では、規模や収益が他社と比較して劣化する分野は確かにありますが、むしろ、成長余地のあるところだと認識すべきでしょう。SMBCグループが有する人材の質や組織的な力を鑑みれば、成長機会に変えることは十分に可能だと考えています。

## Q それでは、SMBCグループが今後成長していくために何が必要であるとお考えでしょうか。

SMBCグループが掲げる中長期ビジョンが示すように、「グローバル金融グループ」への進化は必須だと思います。そのためには、中期経営計画にも織り込まれているように、市場が成長しており、かつ収益性の高い事業を展開できる分野に狙いを定め、そこを攻めることが重要です。しかし、一方で、リスク管理を含め守りの姿勢も忘れてはなりません。これまで培ってきた実績やノウハウが応用できるような事業については積極的に進めていく一方で、そうでない事業についても、結論を出すにあたっては、慎重に検証すべきです。

成長戦略は、ともすると「攻め」の部分ばかりに目が行きがちですが、だからこそ、「守り」の部分にも焦点を当てるように促すことも、社外取締役としての重要な責務ではないでしょうか。SMBCグループが地に足を着けて着実に進んでいけば、「グローバル金融グループ」実現への道は必ず拓けてくると私は確信しています。

## Q 最後に、取締役会の実効性を高めるためにご自身が最も重要であると考えていることをお聞かせください。

取締役会の場でしっかりとした議論を行うことに尽きると思います。たとえば、先般、資本政策について、取締役会で議論を重ねました。資本政策というものを考えた時、コアとなる企業体そのものがサステナブルで、しかも発展していく前提がないといけません。それが最終的には株主を含めたあらゆるステークホルダーにとって最も大事なことになりますので、そのための議論を深めていきました。

具体的には、SMBCグループが将来どのような姿を目指すのか、それを踏まえてどのような投資が必要となるのか、その優先順位は、そういったことをひとつひとつ検証し、整理していったのです。資本政策という大きな方向性について、取締役会の場では実に様々な意見が交わされました。これらのステップを経たことにより、最終的には配当方針や自己株取得の位置付けについて、全員が納得した形で判断することができたと考えています。

また、議論を行うにあたって、私を含め社外取締役からの様々な指摘に対し、グループCFOからその背景等を含めた説明がなされました。この事前の十分な情報共有が、取締役会における実のある議論につながったと思っています。

社外取締役は、それまでの経緯等とは関係なく、自分自身の経験に照らして率直な意見をいえることが良いところだと思っています。そこから新しい議論が始まったり、あるいはすでに決めたことについて再度検証したりすることになり、結果として取締役会の議論が活発化します。それこそが、社外取締役の大きな存在意義のひとつではないでしょうか。

私自身としては、今後も社外からの視点を常に大切に、あらゆるステークホルダーを意識しながら、積極的に意見や提言を行うことで、取締役会の実効性を高めることに引き続き貢献していきたいと考えています。

# 三井住友フィナンシャルグループの取締役 (2018年6月28日現在)



**宮田 孝一**

取締役会長  
三井住友銀行 取締役会長を兼任

1976年 株式会社三井銀行入行  
2003年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2006年 同 常務執行役員  
2009年 同 取締役兼専務執行役員  
2010年 当社 専務執行役員  
同 取締役

2011年 同 取締役社長  
株式会社三井住友銀行 取締役  
2017年 当社 取締役会長 (現任)  
株式会社三井住友銀行 取締役会長 (現任)



**國部 毅**

取締役 執行役社長 (代表執行役) グループCEO

1976年 株式会社住友銀行入行  
2003年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2006年 同 常務執行役員  
2007年 当社 常務執行役員  
同 取締役

2009年 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員  
2011年 同 頭取兼最高執行役員  
2017年 当社 取締役社長  
株式会社三井住友銀行 取締役辞任  
当社 取締役 執行役社長 (現任)



**高島 誠**

取締役  
三井住友銀行 頭取 CEOを兼任

1982年 株式会社住友銀行入行  
2009年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2012年 同 常務執行役員

2014年 同 専務執行役員  
2016年 同 取締役兼専務執行役員  
2017年 同 頭取 (現任)  
当社 取締役 (現任)



**荻野 浩三**

取締役 執行役副社長 グループCRO  
三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員を兼任

1981年 株式会社三井銀行入行  
2010年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2011年 同 常務執行役員  
2013年 当社 常務執行役員  
同 取締役  
2014年 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

2017年 当社 取締役兼副社長 執行役員  
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員  
(現任)  
当社 取締役 執行役副社長 (現任)



**太田 純**

取締役 執行役副社長 (代表執行役) グループCFO兼グループCSO  
三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員を兼任

1982年 株式会社住友銀行入行  
2009年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2012年 同 常務執行役員  
2013年 当社 常務執行役員

2014年 同 専務執行役員  
株式会社三井住友銀行 専務執行役員  
当社 取締役  
2015年 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員  
2017年 当社 取締役兼副社長 執行役員  
株式会社三井住友銀行 取締役辞任  
当社 取締役 執行役副社長 (現任)  
2018年 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員  
(現任)



**谷崎 勝教**

取締役 執行役専務 グループCIO兼グループCDIO  
三井住友銀行 取締役兼専務執行役員および日本総合研究所 取締役を兼任

1982年 株式会社住友銀行入行  
2010年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2011年 当社IT企画部長  
2013年 株式会社三井住友銀行 常務執行役員

2015年 当社 専務執行役員  
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員(現任)  
当社 取締役  
2017年 同 取締役兼専務執行役員  
同 取締役 執行役専務(現任)



**夜久 敏和**

取締役 執行役専務 グループCCO兼グループCHRO  
三井住友銀行 取締役兼専務執行役員を兼任

1984年 株式会社住友銀行入行  
2012年 当社 人事部長  
株式会社三井住友銀行 執行役員  
2014年 同 常務執行役員  
2016年 当社 常務執行役員

2017年 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員  
当社 専務執行役員  
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員(現任)  
当社 取締役 執行役専務(現任)



**寺本 敏之**

取締役  
三井住友銀行 監査役を兼任

1981年 株式会社三井銀行入行  
2008年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2011年 同 常務執行役員  
2014年 同 取締役兼専務執行役員

2015年 当社 専務執行役員  
同 取締役  
2016年 株式会社三井住友銀行 取締役  
当社 常任監査役  
株式会社三井住友銀行 監査役(現任)  
2017年 当社 取締役(現任)



**三上 徹**

取締役

1984年 株式会社住友銀行入行  
2006年 株式会社三井住友銀行 法務部長  
2013年 当社 総務部部付部長  
2015年 株式会社三井住友銀行 本店上席推進役  
当社 常任監査役  
2017年 同 取締役(現任)



**久保 哲也**

取締役  
SMBC日興証券 代表取締役会長を兼任

1976年 株式会社住友銀行入行  
2003年 株式会社三井住友銀行 執行役員  
2006年 同 常務執行役員  
2008年 当社 常務執行役員  
2009年 同 専務執行役員  
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員  
2011年 当社 副社長執行役員  
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員

SMBC日興証券株式会社 取締役  
当社 取締役  
2013年 同 取締役辞任  
株式会社三井住友銀行 取締役辞任  
SMBC日興証券株式会社 代表取締役社長  
2016年 同 代表取締役会長(現任)  
当社 取締役(現任)

## 三井住友フィナンシャルグループの取締役 (2018年6月28日現在)

	<p><b>松本 正之</b> 社外取締役 東海旅客鉄道株式会社 特別顧問</p> <p>1967年 日本国有鉄道入社 1987年 東海旅客鉄道株式会社入社 1992年 同社 取締役秘書室長 1996年 同社 常務取締役 1998年 同社 専務取締役 2000年 同社 代表取締役副社長 2004年 同社 代表取締役社長 2010年 同社 代表取締役副会長</p> <p>2011年 同社 取締役辞任 日本放送協会 会長 2014年 同協会退職 東海旅客鉄道株式会社 特別顧問 (現任) 2015年 株式会社三井住友銀行 取締役 2017年 当社 取締役 (現任) 株式会社三井住友銀行 取締役 退任</p>
	<p><b>アーサー M. ミッチェル</b> 社外取締役 米国ニューヨーク州弁護士 外国法事務弁護士</p> <p>1976年 米国ニューヨーク州弁護士登録 (現任) 2003年 アジア開発銀行 ジェネラルカウンセラー 2007年 ホワイト&amp;ケース外国法事務弁護士事務所入所 2008年 外国法事務弁護士登録 (現任) ホワイト&amp;ケース外国法事務弁護士事務所 外国法事務弁護士 (現任)</p> <p>2015年 当社 取締役 (現任)</p>
	<p><b>山崎 彰三</b> 社外取締役 公認会計士</p> <p>1970年 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1974年 公認会計士登録 (現任) 1991年 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員</p> <p>2010年 同監査法人退職 日本公認会計士協会 会長 2013年 同協会 相談役 (現任) 2014年 東北大学会計大学院 教授 2017年 当社 取締役 (現任)</p>
	<p><b>河野 雅治</b> 社外取締役 元外交官</p> <p>1973年 外務省入省 2005年 同省 総合外交政策局長 2007年 同省 外務審議官 (経済担当) 2009年 ロシア駐節特命全権大使 兼 アルメニア・トルクメニスタン・ベラルーシ駐節特命全権大使</p> <p>2011年 イタリア駐節特命全権大使 兼 アルバニア・サンマリノ・マルタ駐節特命全権大使 2014年 退官 2015年 当社 取締役 (現任)</p>



## 筒井 義信

社外取締役  
日本生命保険相互会社 代表取締役会長

1977年 日本生命保険相互会社入社  
2004年 同社 取締役  
2007年 同社 取締役執行役員  
同社 取締役常務執行役員  
2009年 同社 取締役専務執行役員  
2010年 同社 代表取締役専務執行役員

2011年 同社 代表取締役社長  
2017年 当社 取締役（現任）  
2018年 日本生命保険相互会社 代表取締役会長（現任）



## 新保 克芳

社外取締役  
弁護士

1984年 弁護士登録（現任）  
1999年 新保法律事務所（現新保・洞・赤司法律事務所）  
弁護士（現任）  
2015年 株式会社三井住友銀行 監査役  
2017年 当社 取締役（現任）  
株式会社三井住友銀行 監査役辞任



## 桜井 恵理子

社外取締役  
東レ・ダウコーニング株式会社 代表取締役会長・CEO

1987年 Dow Corning Corporation 入社  
2008年 東レ・ダウコーニング株式会社 取締役  
2009年 同社 代表取締役会長・CEO（現任）  
2011年 Dow Corning Corporation リージョナルプレジデント-  
日本/韓国

2015年 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社  
（現ダウ・シリコン・ホールディング・ジャパン株式会社）  
代表取締役社長（現任）  
当社 取締役（現任）

注：取締役 松本正之、同 アーサー M. ミッチェル、同 山崎彰三、同 河野雅治、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

➡ 三井住友銀行の取締役・監査役については、資料編P35をご参照ください。